



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年1月19日（金） 岐阜県発表資料

所属名	担当係	担当者	電話番号
農産物流通課	課長	河尻 克晴	内線 4060 直通:058-272-8417 FAX :058-278-2682
家畜防疫対策課	家畜防疫対策監	小林 弘明	内線 4160 直通:058-272-8446 FAX :058-278-3533
生活衛生課	課長	佐橋 勝己	内線 3410 直通:058-272-8280 FAX :058-278-2627

飛騨牛の輸出の停止・自粛について

1月16日、EU向け輸出牛肉の残留物質等モニタリング検査において、飛騨牛の筋肉の1検体から、EUの残留基準値を超える塩化ジデシルジメチルアンモニウム（※）が検出された旨、国から連絡を受け、現在その原因について調査を進めています。

これを受け、と畜事業者においてEU向け飛騨牛の輸出を一時停止、EU以外の海外向け輸出を一時自粛しましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1 モニタリング検査の概要

- ・EU向け輸出牛肉は、輸出業者において自主的に残留物質等モニタリング検査を実施することとなっております。
- ・飛騨ミート農業協同組合連合会において、令和5年12月に採取され、検査機関に送付した1検体から、当該物質が検出（0.14ppm）されました。

2 当該物質が検出された原因について

- ・当該物質が検出された原因について、国の指導のもと、現在調査中です。

3 対応状況

- ・この事案を受け、飛騨ミートにおいて、農家及び搬送者に、消毒薬使用に係るチェックシート の提出を求め、消毒薬の適正な使用が認められない限り牛の搬入を認めないこととしました。

4 販売状況

- ・当該物質が検出された牛の飼養農場からの出荷分は、すべて販売が自粛されています。国内流通には影響はありません。また、消費者の健康には影響ありません。

※ 塩化ジデシルジメチルアンモニウムについて

- 逆性石けん（消毒薬）の有効成分の一種で、消毒薬は畜舎の消毒や畜産関係器具の消毒等に使用されます。
- 食品衛生法では、牛の筋肉における当該物質の含有量基準値は 0.05ppm 以下となっています。